

2024 年度 事業計画書

特定非営利活動法人 おおみ

1 事業実施の方針

翌年度の事業開始に向け準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【4,000】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に基づく自立支援事業	次年度より児童福祉法に基づく自立支援事業の運営を行う。	法人成立後～3月	東京都大田区南久が原	5	なんらかでいなく働をな原てか歳青少年	6人	2,000
児童福祉法に基づく一時保護所の運営事業	次年度より児童福祉法に基づく一時保護所の運営を行う。また未就学児等に関してはその担当を社会福祉士が担当することとする。	法人成立後～3月	東京都大田区南久が原	5	棄児、家出、虐待、放浪等理由が必要相がたもむね2歳以上18歳未満	1～10名程度	1,000
児童シェルターの運営事業	次年度より児童シェルターの運営事業が行えるよう、建物や土地の整備を行う。また未就学児等に関してはその担当を社会福祉士が担当することとする。	法人成立後～3月	東京都大田区南久が原	5	虐待等により家庭にいない子どもの特に危険な可能性のある子ども(おね2歳以上18歳未満)	1～10名程度	1,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
----------	------	----	----	-------	---------

事業名					

2025 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 おおみ

1 事業実施の方針

各事業をスタートさせ、活動を軌道に乗せる。青少年に生活の場を提供し、その自立を手助けしていき、社会に対しは的確な情報公開や児童養護の啓蒙活動を行うことを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【15,600】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童福祉法に援運 基づく自立の 助事業	児童福祉法第6条の3、児童福祉法第33条の6の事業「児童自立生活援助事業」として、なんらかの理由で家庭にいらなくなるなど、働きを原得なと、原則20歳までの青少年に生活の場を与える。また対象となる青少年者相は、東京児童養護施設等と連携し募集をはかる。	2025年4月 から通 年	法人の 自立援助 ホーム (東京都 大田区 南久が 原)	5人	なんらかの理由で家庭にいらなくなるなど、働きを原得なと、原則15歳から20歳の青少年	6人	6,000
	地域住民への児童養護の重要性、有用性を理解してもらうために町内会等へ積極的に参加する	5月・9月・12月 3回程度	東京都大田区南久が原近辺	5人	地域住民の自立生活支援に寄与する児童	100名程度	0
児童福祉法に一時保 護所の運営事業	棄児、家出、虐待、放任等理由で保護が必要と判断した児童(おおむね2歳以上18歳未満)が最初に生活する場所を運営する。また未就学児等に関する士資格の有資格者が担当することとする。	2025年4月 から通 年	法人の 自立援助 ホーム (東京都 大田区 南久が 原)	5人	棄児、家出、虐待、放任等理由で保護が必要と判断した児童(おおむね2歳以上18歳未満)	1～10名程度	4,800
児童シェルターの運営事業	弁護士と連携し、特に性被害のある児童を特定し、秘密に保ち、一定期間就学児等に関する士資格の有資格者が担当することとする。	2025年4月 から通 年	法人の 自立援助 ホーム (東京都 大田区 南久が 原)	5人	虐待等により家庭にいない子どものうち、特に性被害のある子ども(おおむね2歳以上18歳未満)	1～10名程度	4,800

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)

2024年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 おおみ

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取金費			250,000
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	100,000		
2 受取寄附金			300,000
受取寄附金	150,000		
施設等受入評価益	150,000		
3 受取助成金等			4,000,000
受取補助金（東京都より児童福祉法に関する施設の運営費用）	4,000,000		
4 事業収益			0
児童福祉法に基づく自立援助ホームの運営事業収益	0		
児童福祉法に基づく一時保護所の運営事業収益	0		
児童シェルターの運営事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			4,550,000
【B】 経常費用			
1 事業費			0
（1）人件費			
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
（2）その他経費			4,000,000
会議費	20,000		
旅費交通費	10,000		
施設等評価費用	150,000		
減価償却費	0		
印刷製本費	20,000		
土地建物修繕費	3,800,000		
事業費計			4,000,000
2 管理費			0
（1）人件費			
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
（2）その他経費			10,000
消耗品費			0
水道光熱費			0
通信運搬費	10,000		0
地代家賃			0
旅費交通費			0
減価償却費			0
管理費計			10,000
経常費用計			4,010,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			540,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			540,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			470,000

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 おおみ

（単位：円）

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		160,000
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	60,000	
2 受取寄附金		50,000
受取寄附金	50,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金		
4 事業収益		16,000,000
児童福祉法に基づく自立援助ホームの運営事業収益（東京都より児童福祉法に関する施設の運営費用）	10,000,000	
児童福祉法に基づく一時保護所の運営事業収益（東京都より児童福祉法に関する施設の運営費用）	3,000,000	
児童シニルターの運営事業収益（東京都より児童福祉法に関する施設の運営費用）	3,000,000	
5 その他の収益		0
受取利息		
経 常 収 益 計		16,210,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		5,800,000
(1) 人件費		
給料手当	5,400,000	
役員報酬		
退職給付費用		
福利厚生費	100,000	
法定福利費	300,000	
(2) その他経費		9,800,000
会議費	100,000	
旅費交通費	100,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
車両費	600,000	
水道光熱費	1,200,000	
地代家賃	3,600,000	
児童生活用品費	1,800,000	
児童食費	2,400,000	
事業費計		15,600,000
2 管理費		0
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
退職給付費用		
福利厚生費		
(2) その他経費		150,000
事務用品費	60,000	
会議費	20,000	
図書費	20,000	
雑費	50,000	
旅費交通費		
減価償却費		
管理費計		150,000
経 常 費 用 計		15,750,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①		460,000
【C】 経 常 外 収 益		
固定資産売却益		
過年度損益修正益		
経 常 外 収 益 計		0
【D】 経 常 外 費 用		
固定資産売却損		
災害損失		
過年度損益修正損		
経 常 外 費 用 計		0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②		0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①＋②・・・③		460,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		470,000
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④＋⑤		860,000